

# 気づいて！つないで！見守ろう！



～消費者被害防止のために～ 令和6年度VOL.1

新潟県では「消費者安全確保地域協議会」（高齢者等消費者被害防止見守りネットワーク）の設置促進と活動の活性化を進めています。

## 消費者安全確保地域協議会とは

- 認知症高齢者や障がい者等の「配慮を要する消費者」を見守るためのネットワークです。
- 人と人との交流機会を増やし、消費者被害の未然防止や被害救済のために活用できる仕組みとして消費者庁及び新潟県では協議会設置を促進しています。

## 高齢者・障がい者の消費者トラブルの特徴

高齢者は「3つの不安」（お金、孤独、健康）に付け込まれ被害に遭いやすく、障がい者は消費者トラブルの地識不足等から被害に遭いやすい傾向にあります。

また、高齢者・障がい者は、自分が被害に遭っていることに気づきにくい、あるいは、被害に遭っても「恥ずかしい」、「家族に迷惑をかけたくない」、「だまされた自分が悪い」と思い誰にも相談しない傾向があります。

一方で、一度被害に遭うとその後も狙われ続け、さらに被害が拡大するなど、**経済的・精神的なダメージが大きい**うえに、**損害を取り戻すことが困難になる**ことがあります。

さらに、近年は隣人同士での交流の希薄化や住民の高齢化の進展などにより、消費者被害の増加が懸念されます。



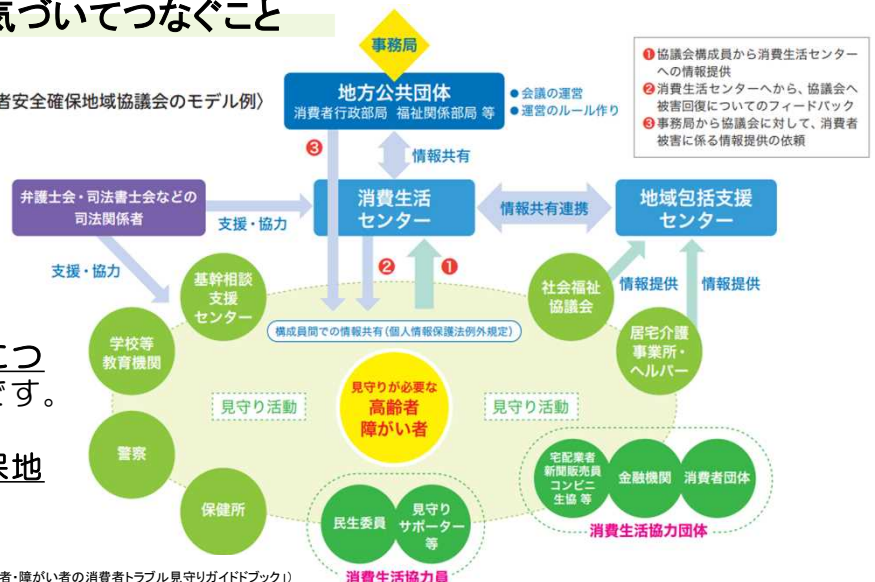
(出典：消費者庁「高めよう！見守り力」～高齢者・障がい者の消費者被害を防ぐために～応用編)

## ポイントは、周囲の人が見守り、気づいてつなぐこと

高齢者等の消費者被害の未然防止・早期解決を図るためには、  
**★高齢者等を取り巻く周囲の人が**  
**★日頃から悪質商法等に関する注意喚起や見守りを行い**  
**★異変や被害に気づいたときには迅速・確実に消費生活相談窓口につなぐしくみを構築することが大切です。**

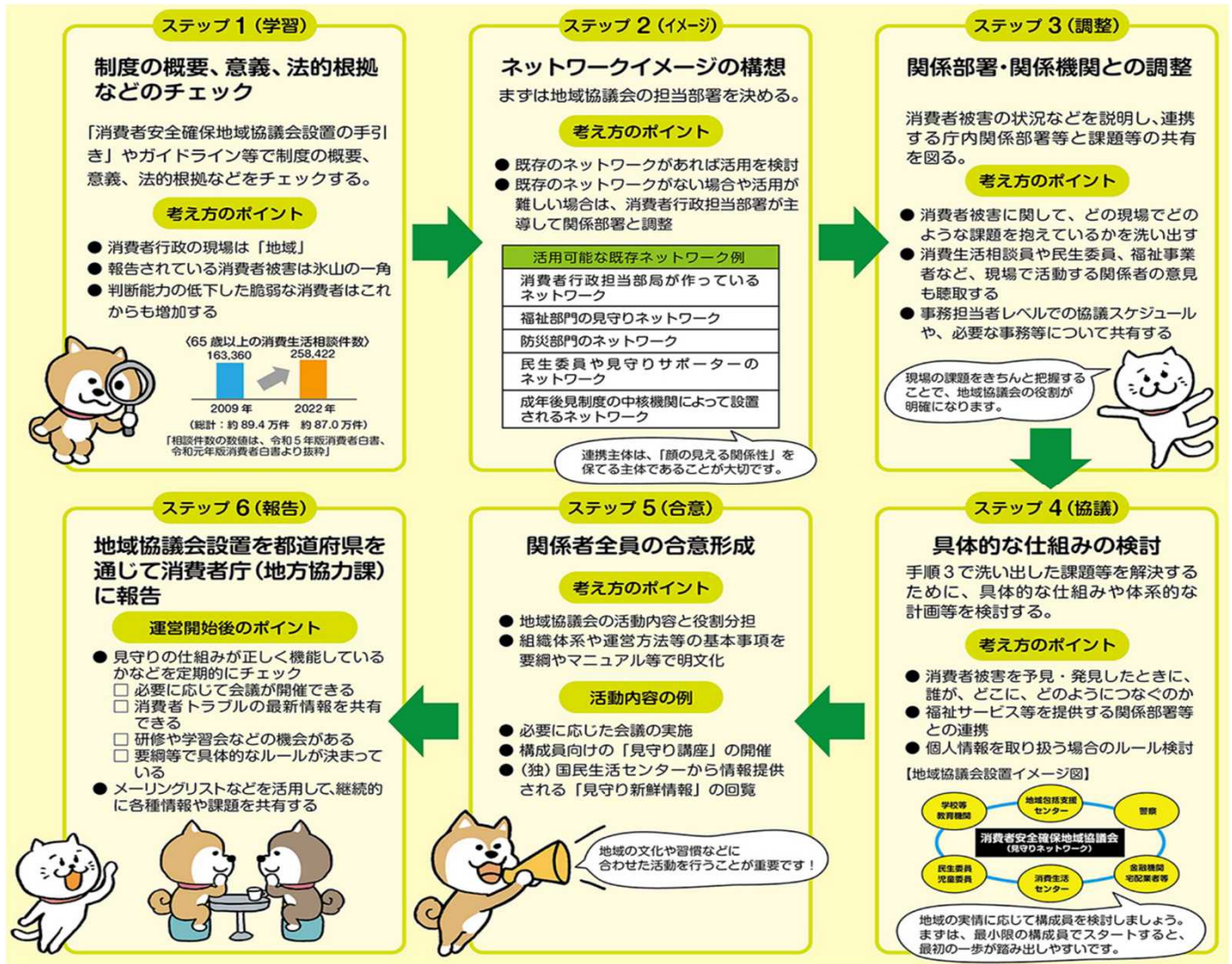
このしくみとして**消費者安全確保地域協議会**があります。

〈消費者安全確保地域協議会のモデル例〉



(出典：消費者庁「高齢者・障がい者の消費者トラブル見守りガイドブック」)

# 消費者安全確保地域協議会 設置に向けた6ステップ



(出典: 消費者庁「活用できていますか? 消費者安全確保地域協議会」)

協議会設置にあたりご不明な点や県からのご説明等が必要な場合はご支援いたしますので、下記発行元までご連絡ください。

## 市町村の高齢福祉担当職員の皆さんに協力依頼をしました

5月8日(水)に開催された、市町村の高齢福祉担当者向けの会議「令和6年度地域支援事業・認知症施策・介護予防等担当者会議」(県高齢福祉保健課主催)にて、消費者被害防止の観点での見守りの必要性をご説明するとともに、消費者安全確保地域協議会の設置・運営への協力支援をお願いしました。

厚生労働省が進めている「重層的支援体制整備事業」の体制構築においても、消費者安全確保地域協議会との連携が重要とされています。

市町村においても福祉部門と消費者行政部門とが連携しながら、地域のみならず「気づいて、つないで、見守る」体制をつくり、住民の消費者被害を防止しましょう。

“気づき”の事例

部屋の隅に健康食品の箱の山積みを見つけて

大切な指輪を売ってしまったと相談されて

（出典：消費者庁「高齢者・障がい者の消費者トラブル 見守りガイドブック」）

発行 新潟県 総務部 県民生活課 (〒950-8570新潟市中央区新光町4番地1)  
 電話 025-280-5135 FAX 025-283-5879 E-mail ng010230@pref.niigata.lg.jp  
 ※ この情報紙は新潟県内市町村及び関係団体に向けて発行しています。